

総社市訓令第3号

庁 中 一 般  
出 先 機 関

総社市事務決裁規程（平成17年総社市訓令第11号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月19日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後				改 正 前			
別表（第13条関係） 1～3 略 4 個別的な事務に関する事項				別表（第13条関係） 1～3 略 4 個別的な事務に関する事項			
部 名	部長の専決事項	課 名	課長の専決事項	部 名	部長の専決事項	課 名	課長の専決事項
略				略			
建設部	略	略 建築住宅課	1 略	建設部	略	略 建築住宅課	1 略
			<u>2</u> 略				<u>2</u> <u>独立行政法人住宅金融支援機構の融資住宅に係る受託検査等に関すること。</u>
			<u>3</u> 略				<u>3</u> 略
略				略			
備考 略				備考 略			

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。